

## 福島県に係る復興特区・復興交付金の状況

平成24年4月22日

復興庁

## 1. 復興推進計画について

3月16日に医療機器製造販売業等の許可基準の緩和に係る復興推進計画を認定したところ。

これに加え、4月20日に以下の2つの復興推進計画の認定を行ったところ。

## (1) 税制関係

## ・申請の主体

福島県及び県内 59 市町村の共同申請

## ・計画の具体的内容

## ①復興産業集積区域

福島県全域の既存の工業団地や今後開発可能な事業用地等を中心に復興産業集積区域を設定

福島復興再生特別措置法の成立により、福島県全域に復興産業集積区域に設定することが可能となった。

## ②集積を目指す業種

輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業(伝統工芸品関連産業)の7業種群

## ③特例措置の内容

## i 課税の特例

- イ 事業用設備等の特別償却等
- ロ 被災者を雇用する場合の税額控除
- ハ 研究開発税制の特例等

## 二 新規立地促進税制

- ii 事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

### (2)医療関係

#### ・申請の主体

福島県による単独申請

#### ・計画の具体的内容

##### ①病院の医療従事者の配置基準等の特例

東日本大震災の影響により、配置すべき医療従事者の員数が不足する病院について、

- i 配置すべき医療従事者の計算に当たり、入院患者等の数について、前年度の平均値の代わりに直近3か月間の平均値を用いる。
- ii 医師配置基準を通常の90%相当に緩和する(ただし、3人を下回らないものとする。)

##### ②訪問リハビリテーション事業所の開設に係る特例

病院、診療所又は介護老人保健施設以外の者であっても、指定訪問リハビリテーション事業所の開設を認める。

##### ③介護老人福祉施設等の医師の配置基準に係る特例

病院や介護保険福祉施設等との連携を前提として、介護老人福祉施設や特別養護老人ホーム等に医師を配置しないことができる。

##### ④介護老人保健施設の医師の配置基準に係る特例

病院又は診療所との連携を前提として、介護老人保健施設における医師の配置を実情に応じた適当数とすることができる。

## 2. 復興交付金について

### (1) 第1回交付可能額通知及び第2回提出状況について

福島県内から第1回提出された事業計画に対して行う交付可能額の通知（3月2日）及び4月4日までに提出された事業費の要望（第2回目提出状況）は以下の通り。

#### (第1回交付可能額通知)

	福島県内
事業費	603.3億円
国費	505.1億円

#### (第2回提出状況)

	福島県内
当面の要望事業費	約335億円
国費	約259億円

(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。  
また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

(参考) 第2回目に提出があった市町村

- ・福島県…福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、湯川村、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、石川町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、川内村、新地町、飯舘村 (27)

(注) 下線部は、今回初めて申請のあった市町村 (15)

### (2) 今後の予定

次回は本年6月末をめぐりに第3回の計画提出をお願いすることとしている。

### (3) 事務負担の軽減

第2回の事業計画申請受付にあたり、市町村等からのご意見を踏まえ、事務負担軽減の観点から、以下の見直しを行う。

- ・書類の簡素化等（申請書類の1/3を廃止、自動計算（1つの様式への入力内容が他の様式にも反映されるもの）の導入）
- ・交付可能額通知前の事業着手に関する特例の創設
- ・復興庁と市町村等との間の調整等にあって十分な時間の確保